

令和2年9月

紫雲会会員 各位

香川県立高松商業高等学校同窓会紫雲会の皆様へ ～同窓会会費納入のお願い～

拝啓 同窓会員の皆様には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から高松商業高等学校同窓会「紫雲会」に格別のご理解と多大なご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、この歴史と伝統ある同窓会紫雲会と母校の発展の為に、更なる同窓会活動の充実を図りたいと考えていますが、近年少子化による新入会員数の減少で同窓会事業の運営が年々厳しくなっております。

そこで、任意ではありますが2千円以上を年会費として納入いただき、同窓会と母校の活動の財源として大切に使用させていただきたいと思っております。同窓会員の皆様には格別のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご活躍をお祈りいたします。

敬具

香川県立高松商業高等学校同窓会
紫雲会会長 岡 義博

記

1. 年会費 2,000円以上(任意)
2. 同窓会費の活用
 - ①紫雲会総会費
 - ②支部補助金
 - ③通信費・交通費・慶弔費
 - ④紫雲会サークル活動への支援
 - ⑤母校の教育及び部活動への支援
 - ⑥ホームページの運営費用
 - ⑦若者への総会参加支援
 - ⑧その他
3. 納入方法 同封の払込取扱票に納入希望の金額を添えて、最寄りの郵便局にて振込をお願いします。(手数料はこちらで負担します。)なお、郵便振替払込金受領書をもって領収書にかえさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

『紫雲会会則 第1章 総則』より

[第2条 この会は会員相互の親和連絡を図り、併せて母校の発展を援助することを目的とする。]

紫雲会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は紫雲会と称する。
- 第 2 条 この会は会員相互の親和連絡を図り併せて母校の発展を援助することを目的とする。
- 第 3 条 この会は事務所を香川県立高松商業高等学校内に置く。
- 第 4 条 この会の会員は次の通りとする。
1. 特別会員 母校現職員
 2. 客 員 母校旧職員
 3. 正 会 員 (イ) 高松市立商業学校卒業生
(ロ) 香川県立商業学校卒業生
(ハ) 香川県立高松商業学校卒業生
(ニ) 香川県立高松商業学校併設中学校卒業生
(ホ) 香川県立高松商業高等学校併設中学校卒業生
(ヘ) 香川県立高松商業高等学校卒業生
(ト) 母校に在学した者で会員 2 名以上の紹介により評議員会の承認を得た者

第 2 章 役員および顧問

- 第 5 条 この会に次の役員を置く。
1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 若干名
 3. 監 査 2 名
 4. 理 事 若干名
 5. 評 議 員 若干名
 6. 委 員 若干名
 7. 校 内 幹 事 若干名
- 第 6 条 本会に名誉会長・顧問を置くことができる。
- 第 7 条 役員の仕事は次の通りである。
1. 会長はこの会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
 3. 監査は会計の帳簿及び書類を監査し監査報告書を総会に提出する。
 4. 理事は会務を執行する。
 5. 評議員は重要な会務の協議に参加する。
 6. 委員は同期卒業生の連絡統一に当る。
 7. 校内幹事は理事を補佐し会の庶務及び会計をつかさどる。
- 第 8 条 役員を選出は次の通りである。
1. 会長、副会長及び監査は総会で会員中から選出する。
 2. 理事は評議員中から互選する。
 3. 評議員は委員中から互選する。
 4. 委員は正会員中から互選する。
 5. 校内幹事は特別会員中から会長が委嘱する。
 6. 名誉会長・顧問は会長が推薦し役員会の承認を得なければならない。
- 第 9 条 役員の仕事は 2 年とする。但し重任をさまたげない。

第 3 章 会 議

第 10 条 この会の会議は次の通りである。

1. 総 会 2. 理 事 会 3. 評 議 員 会 4. 委 員 会 5. 校 内 幹 事 会

第 11 条 総会はこの会の最高議決機関であって毎年 1 回開く。但し必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第 12 条 総会では一般会務及び会計の報告を行い会則変更その他必要な事項を決議する。但し総会を開くことができない時は評議員会を以ってこれに代えることができる。この場合は次期総会にその承認を得なければならない。

第 13 条 理事会、評議員会、委員会及び校内幹事会は必要に応じて開く。

第 14 条 会議は出席した会員の過半数以上の多数決による。

賛否同数の場合は議長の採決による。

第 4 章 会 計

第 15 条 正会員の入会金は 4,000 円とし入会の際納入するものとする。又、年会費として 2,000 円以上任意で納入するものとする。但し会の運営上必要あるときは特別に会費を徴収することができる。

第 16 条 この会の会計年度は 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

第 5 章 支 部

第 17 条 会員 10 名以上住む地方には支部を設けることができる。

第 18 条 支部を設けた時には支部規則及び次の事項を直ちに会長に届けなければならない。

1. 支部の名称
2. 支部の事務所
3. 支部の代表者及び役員の名
4. 支部会員の名簿。但し現住所・勤務先・職業等を詳記すること。

第 6 章 慶 弔

第 19 条 会員が特に顕著な表彰を受けた時は評議員会の議決を経て慶賀の意を表す。

第 20 条 会員の死亡が判明した時は同期会員が弔意を表す。ただし特に必要と認められる場合には評議員会の議決を経て会が弔意を表す。

第 21 条 その他必要と認められる場合には評議員会の議決を経て慶弔の意を表すことができる。

附 則

1. この会則は昭和 42 年 5 月 28 日から施行する。
2. この会則は平成 10 年 9 月 23 日から施行する。
3. この会則は平成 27 年 9 月 23 日から施行する。